

津市立芸濃小学校 いじめ防止基本方針（R2改訂版）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そのため、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を推進するため、「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）」「いじめの重大事態に関するガイドライン（文部科学省）」「三重県いじめ防止基本方針」「津市いじめ防止基本方針」の理念にのっとり方針を策定する。今回、国及び三重県、津市の「いじめ防止基本方針」等の改訂に伴い、改めて芸濃小学校「いじめ防止基本方針」として定める。

1 いじめの防止等の対策に対する基本的な考え方

（1）いじめの防止等の対策に係る基本理念

いじめは、すべての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、いじめをなくすことを目標に推進する。

本校では、すべての児童がいじめを行わないことはもちろんのこと、まわりの児童に対して行われるいじめを認識しながらも、そのまま放置することがないようにするため、いじめ防止等の対策の推進にあたっては、すべての児童にいじめは許されない行為であり、いじめられた児童の心身に及ぼす深刻な影響への理解を深められるようにする。

また、保護者等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、再発防止にも努めることとする。

そのために、特定の教員が対応にあたるのではなく、学校内の生徒指導委員会をはじめとし、組織的に学校全体で指導していくこととする。

（2）いじめの定義と本校の考え方

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年 「いじめ防止対策推進法」第2条）

上記の定義をもとにいじめを捉えていくが、個々の行為がいじめであるかどうかについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。その際には、いじめられた児童や周辺の状態等の客観的な事実確認も行う。また、いじめにあたりと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らず、状況によっては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応をする場合もある。

ただし、いじめと判断した場合には、事案を学校教職員全体で情報を共有

し、いじめの防止等の対策を協議し、対応にあたる。あくまでも事象の背景事情を調査し、児童の感じる被害者性に着目して判断する。

具体的ないじめの態様として、次のようなものがある。

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりす

る。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

なお、こうしたいじめの態様の中で犯罪行為として取り扱われるべきものについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図る。

(3) いじめの防止等の対策に係る考え方

本校では、以下の基本的な考え方に沿ったいじめの防止等の対策を推進する。

ア いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではない。

イ いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものであり、また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。

ウ いじめを受けた児童や通報した児童の安全を徹底して守る。

エ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても見逃すことなく対応する。

オ 「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払いながら、いじめを許さない集団づくりに努める。

カ いじめは、関係機関や学校、家庭、地域など社会総がかりで取り組むべき問題である。

キ いじめの件数が増えることのみを問題視するのではなく、積極的にいじめとしてとらえて解消を図ることが重要である。

2 学校におけるいじめ防止等の対策に係る取り組み

(1) 芸濃小学校いじめ対策委員会の設置

いじめの防止・早期解決に向けての取り組みを進め、関係者及び関係する機関団体との連携を図るため、「芸濃小学校いじめ対策委員会」(以下「いじめ対策委員会」とする)を設置する。

(2) 組織の構成

いじめ対策委員会の構成員は、学校長・教頭・生徒指導担当・人権教育推進担当・教務主任・養護教諭とし、必要に応じて、スクールカウンセラ

ー・P T A 役員・学校評価委員等にも参加を要請する。

(3) 組織の役割

- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめの事実関係の確認と対応策の検討
- ・当該児童への指導及び保護者への対応
- ・学級、学年集団等からの聴き取りなど指導体制の指示
- ・外部の関係機関への協力要請、または警察への通報
- ・いじめ早期発見のためのアンケート調査の実施と結果の早期分析

3 いじめの防止等に係る具体的な取り組みについて

(1) いじめの防止のための取り組み

いじめの防止等に係る取り組みについて、いじめ対策委員会が中心となって「津市立芸濃小学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」）を策定する。また、策定にあたっては次の点に留意する。

- ・校内におけるいじめの防止、いじめの早期発見・早期解決に向けてより効果のある取り組みとなるよう、随時その内容を検討し、必要に応じて基本方針の見直しを図る。
- ・いじめは学校、地域全体で取り組むべき問題であるとの認識に立ち、基本方針の策定・周知など家庭・地域などと連携を図る。
- ・策定した基本方針をホームページなどで公開すると共に、その内容を入学時、各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ・いじめの防止等のための取り組みの目標を設定し、学校評価項目に位置付け、達成状況を評価する。

また、これまでの本校の取り組みから、以下の点を重視して取り組みを進める。

○「生き方学習」を柱として

本校の学校教育の柱としている「生き方学習」は、広く人権等を学ぶ中で、自分と向き合い、人間としての生き方（人間の尊厳を重んじる生き方）について考えを深め、自らを高めながら、たくましく生きる力を育成するための学習である。そして、この学習は全ての教育活動を通して指導されるものである。

この「生き方学習」を全学年通して児童が学びあうことで、児童の自己肯定感を高めることができ、自己有用感が育成されるほか、いじめを許さない学校の雰囲気が育まれると考える。

○学級での話し合い活動を通して

自らの考えや思いを学級の仲間に出し合うことが、学級での話し合い活動の基本である。この活動を通して、仲間と分かり合える楽しさやうれしさを実感できるほか、仲間とコミュニケーションをとるための能力が育成できると考える。

また、児童会が主体となって運営する「友だちの輪集会」「ふれあい集会」などの集会活動を通して、学級の話し合い活動と同様、コミュニケー

ション能力を身につけることができる。

さらに、自らの仲間関係を見直すことができたり、いじめについて考えたり学んだりする機会をもつこともできると考える。

○授業づくりを通して

いじめ加害の背景にはさまざまなストレスが関わっていることを、全職員が共通理解し、児童一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

また、児童に基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感を育てるとともに、考える力を育てることができるようにする。

○職員の研修

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修会等で周知を図る。

○家庭との連携

家庭訪問や家庭連絡等を通して、保護者との連携を密にし、児童の学校生活や家庭での日常生活の様子についても情報交換ができるように努める。

(2) いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

ア いじめの防止・早期発見

全職員が「いじめは、どの児童にも起こりうるものである。」「いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付かなく判断しにくい形で行われることが多い。」という共通認識を持ち、すべての職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を怠らぬことにより、児童の小さな変化を見逃さない感覚を身につけるようにする。

・ 日常の生活から

日常的な日記・生活ノート等を活用したり、行動を観察したりすることを通して、児童の交友関係や悩み等の情報の把握に努める。そして、児童のささいな兆候も見逃さず、早い段階からの的確に関わりを持ち、隠したり軽視したりせず、いじめを積極的に認知することに努める。

・ 職員の共通認識

気になる児童に対しては、生徒指導委員会や学校全体の場において報告し、気付いたことを全員が共有し、より多くの目で当該児童を見守るようにする。また、寄せられた情報は整理して記録し、情報の集約を図る。

・ 実態の把握

「学校生活に関するアンケート」等を定期的に行い、児童の悩みや人間関係を把握する。

・ スクールカウンセラー等との連携

児童や保護者が、いじめに係る相談を行うことができるように、スクールカウンセラー等を活用するとともに、どの職員に対しても相談が持ちかけられるような関係づくりに努める。

・ 情報モラル教育の推進

インターネットを通してのいじめ防止については、児童に対して情報モラルの教育を進める。また、保護者に対しても、情報モラルについて児童と共に学ぶことができる機会をもつようにするとともに、外部機関と連携した啓発を推進に努める。

イ いじめの早期解決

問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込んだり、生徒指導委員会で対策を協議したりするだけでなく、全職員にも事案を伝え協議し、的確な役割分担をしながらいじめ問題の解決にあたる。

・事実確認と児童・保護者への対応

いじめの事実が確認された場合には、情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、早急にいじめをやめさせる。いじめを受けている児童の支援を最優先に考え、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような措置をとり、生活環境の整備を図る。また、家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、学校の指導について理解いただき、学校への協力も依頼する。

・いじめた側への対応

いじめたとされる児童からも、事実関係を聞き取る。いじめが確認された場合は、複数の教職員が連携し、必要によっては外部の専門家の協力も得て、毅然とした態度でいじめをやめさせる。事実関係が確認できたら、いじめを受けた児童の保護者への対応と同様に、迅速に保護者に事実関係を伝える。さらに、学校の指導について、保護者の協力を求めるとともに、継続的に適切な助言を行う。いじめた児童へは、自らの行為についての責任を自覚させるとともに、適切な指導を行う。

・周りの児童への指導

傍観者の立場にいる児童たちにも、自分の問題としてとらえさせる。また、同調するような行為をしていた児童に対しては、いじめに加担した行為であることを理解させ、その後の行動について指導する。

・相互の関係の修復

いじめを受けた児童に対して、いじめをした児童が謝罪するのみの指導で終わるのではなく、相互の関係を修復させる。またそれ以外の児童との関係修復も経て、学級・学年集団全体が好ましい集団へ向かう、そのプロセスを大事にする。さらに、その後の関係児童の心の成長をもって、無事解決と判断されるべきである。

・被害拡大の防止

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、被害の拡大を避けるため、関係機関の協力を得ながら直ちに削除する措置をとる。

・児童のサポート

いじめを受けた児童の心のケアのために、スクールカウンセラーや養護教諭、関係機関（津市青少年センター・津市教育研究所等）と連携をとりながら、指導及び相談を行う。津市青少年センターでは、電話・面接・メール相談が受けられる。また、津市教育研究所では、心理士・カウンセラーによる相談が受けられる。

ウ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2点が満たされている必要がある。ただし、この2点以外についても必要に応じて考慮に入れる。

○いじめに係る行為がなくなっていること

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を利用したものを含む）がなくなっている状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。

○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為がなくなっているかどうかを判断する際に、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを、被害児童及び保護者との面談等によって確認する。

エ いじめの認知件数が零の場合について

学校においていじめアンケート等の調査において、いじめの認知件数が零であった場合は、その事実を児童や保護者に公表し、検証をお願いし、認知漏れがないかを確認する。

オ 児童の主体的な取り組みについて

児童がいじめを行わないだけでなく、見過ごすことのないよう児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取り組みを行う。

4 重大事態への対処について

次に挙げるような生命・心身または財産に重大な被害が生じるような事態や、長期にわたって学校を欠席せざるをえないような場合については、重大事態として対処を行う。

重大事態の定義

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある次のような場合。
- 児童が自殺を企図した時
 - 身体に重大な傷害を負った時
 - 金品等に重大な被害を被った時
 - 精神性の疾患を発症した時
- (2) いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、「相当な期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず調査等に取り組む。

なお、いじめにより重大事態に至ったという児童や保護者からの申し立てについても、重大事態として対処する。

また重大事態への対処は、国及び文部科学省、県・市の法律、方針に則って進める。

・いじめ対策委員会の招集

迅速にいじめ対策委員会を招集し、関係機関との連携、校内での対応

等について協議する。

- ・津市教育委員会との連携

重大事態が生じたことを、津市教育委員会に速やかに現状を報告するとともに、教育委員会と協議のうえいじめ対策委員会を招集し、対策を協議する。

- ・警察との連携

いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要などの刑罰法規に抵触するという意識を持つ。そして、起こっているいじめが犯罪行為として認められるとき、所轄の警察署と相談して対処する。事態によっては、ただちに所轄の警察署に通報することもある。

- ・調査及び報告

上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。そのうえで、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に報告する。また、調査結果については、津市教育委員会並びに市長に報告する。

5 保護者、地域等との連携

学校は、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、保護者を対象とした啓発を進めるとともに、家庭への支援を進める。

また、保護者会や学校通信、ホームページ等を用いて情報を公開するとともに情報提供や協力を呼びかけ、学校と家庭のみならず、地域とも連携して組織的に連携・協働し、いじめ防止対策の推進を図る。